パブリック・コメント手続（意見募集）

許認可等の標準処理期間に関する規則の改正について

意見募集期間

令和７年（2025 年）

９月１１日（木）～１０月１日（水）

お問い合わせ先：総務部総務課

電話 046-822-8186（直通）

横　須　賀　市

YOKOSUKA

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

（１）市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
（２）公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
（３）お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続に当たって

「許認可等の標準処理期間に関する規則」は、行政手続法及び横須賀市行政手続条例に基づく標準処理期間についての規則です。

許認可等に関する事務について、処理期間が法令により定められていないものについては、この規則で標準的な処理期間を定めることにより、許認可等を受けられるおおよその時期を予測できるようになることから、行政運営の公正の確保と透明性の向上に役立てることができます。また、許認可等に関する事務を迅速に処理するため、標準処理期間を定めたときは、これを公にしなければならない旨が定められています。

「許認可等の標準処理期間に関する規則」は、このような考え方に基づくものであり、個別の事務の名称と標準処理期間等を別表に一覧にし、新たな事務が追加されるなどの変更がある場合には、その都度見直しをしています。

この度のパブリック・コメント手続は、この別表の見直しに関し全般的なこと又は個別の事項についてご意見を伺うものです。

【目　次】

◆許認可等の標準処理期間に関する規則中改正案（別表の改正）
　標準処理期間を追加する事務　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 3
　標準処理期間を削除する事務　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 5
◆許認可等の標準処理期間に関する規則（抜粋）　‥‥‥‥‥‥‥ 6
◆意見の提出方法　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 7

・標準処理期間を追加する事務（16 件）

No.	許認可等事務名 【根拠法令】	標準処理期間	内訳					追加する理由	所管課名
			申請書の形式審査	申請内容の審査	現地調査	他機関との協議等	決裁手続		
1	介護医療院の開設の許可 【介護保険法第107条第１項】	14 日	１日	８日	－	－	５日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	民生局福祉こども部指導監査課
2	介護医療院の変更の許可 【介護保険法第107条第２項】	14 日	１日	８日	－	－	５日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	民生局福祉こども部指導監査課
3	介護医療院の開設の許可の更新 【介護保険法第108条第１項】	14 日	１日	８日	－	－	５日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	民生局福祉こども部指導監査課
4	介護医療印の管理医師の承認 【介護保険法第109条第１項】	14 日	１日	８日	－	－	５日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	民生局福祉こども部指導監査課
5	介護医療医療院の医師以外の管理者の承認 【介護保険法第109条第２項】	14 日	１日	８日	－	－	５日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	民生局福祉こども部指導監査課
6	高額医療合算介護予防サービス費の支給 【介護保険法第61条の２第１項】	90 日	１日	88 日	－	－	１日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	民生局福祉こども部介護保険課
7	家庭的保育事業等の事業認可、廃止又は休止の承認 【児童福祉法第34条の15第２項・第７項】	90 日	３日	40 日	10 日	30 日	７日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	民生局福祉こども部子育て支援課
8	結核指定医療機関の指定 【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第２項】	14 日	１日	７日	－	１日	５日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	民生局健康部保健所保健予防課
9	旅館営業者の地位の承継の承認（譲渡） 【旅館業法第３条の２第１項】	25 日	１日	２日	２日	15 日	５日	法改正に伴い新たに事務を開始したため	民生局健康部保健所生活衛生課
10	妊婦のための支援給付認定 【子ども・子育て支援法第10条の９第１項】	30 日	５日	20 日	－	－	５日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	民生局こども家庭支援センターこども給付課
11	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更を伴う工事を行う場合の制限の緩和認定 【建築基準法第87条の２第１項】	30 日	１日	21 日	１日	－	７日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	都市部建築指導課
12	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更を伴う工事を行う場合の制限の緩和の変更認定 【建築基準法第87条の２第３項】	30 日	１日	21 日	１日	－	７日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	都市部建築指導課

No.	許認可等事務名 【根拠法令】	標準処理期間	内訳					追加する理由	所管課名
			申請書の形式審査	申請内容の審査	現地調査	他機関との協議等	決裁手続		
13	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第１項】	７日	２日	３日	－	－	２日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	都市部建築指導課
14	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更 【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第１項】	７日	２日	３日	－	－	２日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	都市部建築指導課
15	マンション建替え型総合設計制度による許可 【マンション建替え等の円滑化に関する法律第105条第１項】	60 日	１日	21 日	１日	30 日	７日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	都市部建築指導課
16	長期優良住宅型総合設計制度による許可 【長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第１項】	60 日	１日	21 日	１日	30 日	７日	許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため	都市部建築指導課

・標準処理期間を削除する事務（２件）

No.	許認可等事務名 【根拠法令】	標準処理期間	内訳					削除する理由	所管課名
			申請書の形式審査	申請内容の審査	現地調査	他機関との協議等	決裁手続		
1	魚介類加工業の許可 【魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例（令和２年神奈川県条例第42号）附則第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第１条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例第３条第１項】	（14 日）	（１日）	（２日）	（４日）	（―）	（７日）	県条例の廃止に係る経過措置期間が満了したため	民生局健康部保健所生活衛生課
2	魚介類加工業の取扱品目等の変更の承認 【魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例（令和２年神奈川県条例第42号）附則第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第１条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例第７条第２項】	（８日）	（１日）	（１日）	（―）	（―）	（６日）	県条例の廃止に係る経過措置期間が満了したため	民生局健康部保健所生活衛生課

○許認可等の標準処理期間に関する規則（抜粋）

（総則）

第１条　行政手続法（平成５年法律第88号）第６条及び横須賀市行政手続条例（平成８年横須賀市条例第３号）第５条第１項に規定する標準処理期間（申請が到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間をいう。以下同じ。）については、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（標準処理期間等）

第２条　標準処理期間は、別表のとおりとする。

２　前項に規定する標準処理期間は、申請が到達した日の翌日から起算して当該申請に対する処分をする日までの日数（当該申請が到達した日に処分する場合においては、即日）とする。

３　前項の算定においては、次に掲げる日数は算入しないものとする。

（１）休日を定める条例（平成元年横須賀市条例第10号）第１条第１項に規定する本市の休日の日数

（２）申請期間を定め、その期間内に申請のあったものを一括して処理する場合における当該申請期間の末日までの日数

（３）申請書の不備等の理由により補正するために必要とする日数（申請者に照会し、及び申請者が審査に必要な新たな書類、資料等を添付するために必要とする日数を含む。）

（４）　申請者が自ら申請内容を変更するために必要とする日数

（５）　公聴会の開催等、申請者以外の者の意見を聴くために必要とする日数

（適用除外）

第３条　当該申請に対する処分に異例な事務を必要とし、市長又は福祉事務所長が明らかに前条に規定する標準処理期間内に処分することができないと認める事務については、同条の規定にかかわらず、当該標準処理期間を超えて処理することができる。

（例外規定）

第４条　補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号）及びサービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第２号）に基づく標準処理期間については、別に定める。

（標準処理期間の掲出）

第５条　標準処理期間を設定した課等は、当該標準処理期間を申請者が見やすい箇所に表示しなければならない。

意　見　の　提　出　方　法

１　提出期間　令和７年(2025年) ９月11日（木）から
　　令和７年(2025年) 10月１日（水）まで

２　宛　　先　総務部総務課　事務管理・情報公開担当

３　提出方法

（１）書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。

（２）市外在住者の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。

・(市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
・(市内在学の場合) 学校名・所在地
・(本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
・(本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)
　利害関係があることを証する事項

（３）次のいずれかの方法により提出してください。

ア　直接持ち込み
・総務部総務課（横須賀市役所本館１号館５階５番窓口）
・市政情報コーナー（横須賀市役所本館２号館１階34番窓口）
・各行政センター

イ　郵送
〒238-8550　横須賀市小川町11番地
　　横須賀市役所　総務部総務課　事務管理・情報公開担当

ウ　ファクシミリ
046-822-7795

エ　電子メール
inf-co@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

ご提出いただいご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、速やかに公表いたします。